

資料 6

平成 21 年 1 月 7 日
東 京 大 学
森 川 博 之

第 13 回会合は所用にて欠席となりますため、これまでの会合を踏まえての意見を書面にて提出いたします。

独占業務を民間が行うことは、今までにない新しいチャレンジングな試みである。この際、留意すべき点は、独占であるが故に「権益」が何かしら発生するため、ガバナンスをどのように構築するのかという点である。今までに例のない形態であるため、多様な視点から検討するのが望ましい。

国が独占業務を行う場合には、「政治家－官－国民－政治家－・・・」という相互チェックが「理論的には」可能な仕組みとなるが、これを民間が行う場合にはどのような形式が望ましいのか...

たとえば、インターネットユーザがネット上の選挙で「統治／監視機関の選挙」を実施するなどの、集合知的な運用も考えられなくはない。

いずれにせよ、ガバナンスをどのように行うかという点がポイントである。最適解が明らかではない新しい形態であるため、試行錯誤しながら、継続的に検討していくことも必要となろう。